

# 事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 1

事業名	雄武町精神障害者家族会補助金	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 保健係
(計画事業名)	精神障害者地域自立支援事業	調書作成者職氏名	佐々木希美枝
(細事業名)			

事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】
【第4期雄武町総合計画】	登録事業 非登録事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	保健・医療の充実	
主要施策の分類	精神保健・感染症対策の推進	【根拠法令等】
		【事務種類】 自治事務(その他・補助)

事業の説明等			
事業の対象	(Who)	精神障害者を持つ家族	受益者負担 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業の意図	(What)	会員相互の助け合い、支え合いにより悩みを解決しながら前向きに地域生活を送る事ができる	
事業の手段	(How)	会の運営費助成・事務局としての会の運営補助、精神障害者の地域生活・療養に関する専門的な相談・助言	
事業の結果	(Outcome)	一人でも多くの精神障害者・家族がいきいきと自宅他住みなれた地域で生活する	

事業の執行状況		事業量の推移について記入						備考欄は直近年度の事業費実績値を記入	
【事業内容】		【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】	
家族会会員数	16名	11名	12名	11名	定期例会・西紋患者家族会交流会・学習会の出席	H10～H19	45千円		
例会開催数・出席者数	21回延べ88名	10回延べ46名	14回延べ66名	12回60名					

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
<ul style="list-style-type: none"> <li>a 事業計画を予定どおりに達成している</li> <li>b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである</li> <li>c 事業計画を達成できる見込みがない</li> </ul>	会員の減少・高齢化により、活動が停滞する可能性がある。 新規の会員増に向けた周知が十分できていない。

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
例会の開催 11月に開催予定の西紋地区交流会の準備 知的障害児親の会との合同学習会開催(自立支援制度について)	医療機関・福祉センター窓口への会の周知ちらしの設置  【関係機関・関係部署との役割分担】 紋別保健所・町社会福祉係との連携

事業の立案形成	
【立案形成に至る背景・ニーズ】	町家族会は昭和50年代初めに発会し30年近く活動している。北海道立紋別病院精神科医師・紋別保健所の支援を受け、精神疾患・患者への偏見や福祉制度が不十分な条件の中、適切な医療を受け、在宅生活が可能となるよう、患者・家族が協力し、親睦を図り、悩みを共有し解決に向えるような場となっている。
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 紋別市他西紋全市町村では同時期から各家族会への支援を継続している。但し、会員の減少により滝上町・西興部村家族会は休止している。 代替案 ー スクラップ(廃止・縮小)事業 ー
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 精神障害者を持つ家族からの意見聴取が主となっている 関係部署等との調整 ー 国・道・関係団体等との調整 医療機関・保健所
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	当町含め全体として家族会会員の高齢化・減少が顕著であるが、患者当事者が活発に活動するようになっており、家族会活動の必然性・重要性について再検討を要する。

事業の評価		家族会
【雄武町が実施することの妥当性】	民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1)行政としての役割	ア 公共的な財・サービスの提供	a 行政が行うべきである
	イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	<input checked="" type="checkbox"/> c 一部は民間が行うべきである
	ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
	エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	(説明)
	オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	社会福祉協議会からの助成も受けているが、会の運営・自立支援には公的支援も必要と考える。
	カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
	キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>④ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>① 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>会の存在が精神障害者の安定した生活支援を担う部分が大きいことから、民間・行政の共同での事業実施が必要と考える。</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>④ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>会費の他、会員自らが独自に活動費を確保して運営する方を提示している。</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当 ④ 非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>精神障害者への福祉施策は遅れている現状から長期の支援継続を要する</p>
<p>(事業の効果) (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>④ b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>継続的な会の運営により、会員の日常生活上の課題の解決や支え合いの関係が構築されている。</p>
<p>(事業の必要性) (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>④ b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>当事者活動が主流となっているが、障害者が地域で生活する上では、家族会は最も身近な支援者となるため、必要性は理解されると考える。</p>
<p><b>事業の参考事項</b></p>	
<p><b>【民間能力の活用】</b></p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 ④ 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・<del>その他(助成金の交付)</del></p>	<p>(説明)</p> <p>独立組織として運営する中で、障害者団体等、より専門的な支援を期待できる団体等の支援を受けて会を運営する。</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・<del>一部可</del>・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>会の運営(事務局)は社会福祉協議会等に委嘱し、病状管理等に関する相談・助言は行政事務として対応する事が可能と考える。</p>
<p><b>【広域連携の活用】</b></p>	
<p>広域連携の導入の検討 ④ 不可</p> <p>(導入方式) <del>協議会</del>・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他( )</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>現在活動中の家族会へは助成を行っており、会員の減少等の課題は共通している。交流会・学習会等を通じて接する機会があり連携が可能と考える。</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 ④ 該当 非該当</p> <p>(導入方式) <del>協議会</del>・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他( )</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> <p>各市町村での活動状況に差異が見られる。</p>
<p><b>【特定財源の変動】</b></p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 ④ 有 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・<del>単純縮減対象</del>・単純廃止対象・その他( )</p>	<p>(説明)</p> <p>障害者自立支援法が全面施行となる10月以降の補助事業は縮小となる。</p>
<p><b>【事業の対象・手段】</b> <span style="float: right;">家族会</span></p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>④ c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>事務局運営に係る事業コストの削減、自主的な活動費の確保を推進した上での助成金の見直しを検討する余地がある。</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>④ b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>会員・支援者の確保、事務局体制の見直し等改善する余地がある。</p>
<p><b>【事業の休止の影響】(事業を休止した場合にどのような影響が生じるか)</b></p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休止することができない</p> <p>④ b aには該当せず休止することが可能な事業ではあるが、休止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>町内唯一の精神障害者家族の自主組織であり、課題の解決には継続的な支援が必要である。</p>

**事業の方向性**

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p>    ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p>    イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p>    ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p>    エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ウ"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ウ"/></p>
<p>(説明)</p> <p>H18年度は障害者自立支援法の施行により、障害者施策全体が変革する年となるため、身体・知的障害者団体・家族会との協議の中で、本会への支援の方向性を明確にしていく。</p>	

# 事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 2

事業名	母子保健事業	担当課・係名	保健福祉課
(計画事業名)	母子保健事業(一部歯科保健対策事業)	(上段:課名・下段:係名)	保健係
(細事業名)	母子保健の充実	調書作成者職氏名	佐々木希美枝

事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】 次世代育成支援行動計画・母子保健計画 【根拠法令等】 母子保健法・児童虐待防止法・児童福祉法 【事務種類】 自治事務(法令)・自治事務(その他・単独)
【第4期雄武町総合計画】	登載事業 非登載事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	保健・医療の充実	
主要施策の分類		母子保健の充実

事業の説明等				一部
事業の対象	(Who)	妊産婦・乳幼児・乳幼児を持つ保護者	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図	(What)	健康障害を予防・早期発見できる、正常な成長・発達ができる、児童虐待が予防できる		
事業の手段	(How)	健康診断・健康相談・健康学習・家庭訪問による個別支援		
事業の結果	(Outcome)	ゆとりを持ちのびのびと子育てする人が増える		

事業の執行状況		事業量の推移について記入						備考欄は直前年度の事業費実績値を記入	
【事業内容】		【H15 実績】	【H16 実績】	【H17 実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】	
乳幼児健診・相談	17回300人	19回262人	19回277人	20回280人	乳幼児健診他	H10～H19年			
出産前健康学習等妊産婦支援	10回33人	13回30人	12回28人	12回36人	"	"			
乳幼児食支援(仲間づくり支援)	9回147人	12回165人	12回188人	12回180人	"	"			
妊婦健康診査助成	35人68回	43人127回	41人107回	38人114回	"	"			
フッ素塗布	8回348人	8回318人	8回389人	8回400人	"	"			
母子家庭訪問	187回	268回	168回	200回	"	"		計2,019,684円	

【事業計画の達成状況】	<p>㊦ 事業計画を予定どおりに達成している</p> <p>㊧ 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである</p> <p>㊨ 事業計画を達成できる見込みがない</p>	<p>【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等</p> <p>母子保健関係事業の際に母子保健事業・子育て環境等に関する意見を聞き、関係する他の機関とも相談の上、改善できる所は直ちに改善し回答も広報等を通じて行っている。現在は妊娠・出産期から乳幼児期の事業が主体であるが、思春期・青年期からの健康管理の支援が必要と考え</p>
-------------	--	--

【本年度の事業実施スケジュール】	<p>年間計画のもと各種事業実施中。</p>	<p>【町民への周知方法】</p> <p>年間事業予定カレンダー、広報など</p> <p>【関係機関・関係部署との役割分担】</p> <p>児童センター・保育所・教育委員会・社会福祉係との連携</p>
------------------	------------------------	--

【立案形成に至る背景・ニーズ】	S40年母子保健法成立以来、保健所等との連携のもと健診・家庭訪問等を行っているが、平成6年地域保健法施行後平成9年度からは基本的な母子保健事業は市町村主体で実施することとなった。少子化・核家族化の影響により子育て支援・児童虐待防止の視点を重視したきめ細やかな母子保健事業の展開が求められている。	
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業	全市町村において、法令による健診・訪問事業や、関係機関との協力のもと、事業を展開している。
	代替案	—
	スクラップ(廃止・縮小)事業	—
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取	子育て中の保護者からは無記名・自由記載の意見用紙を配布し、適宜意見を収集し企画へ反映させている。
	関係部署等との調整	各種母子保健事業の企画や住民からの意見に対する見解・回答の確認等を通じて担当者との連携を図っている。
	国・道・関係団体等との調整	西紋地区療育センター・児童相談所・保健所・ひまわり学園等に個別に支援対象者の相談を行っている。
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	児童虐待防止・子育て支援を重視した事業展開を図っている。	

事業の評価	母子保健
-------	------

【雄武町が実施することの妥当性】	
<p>民間との役割分担</p> <p>(1)行政としての役割</p> <p><input checked="" type="radio"/> 公共的な財・サービスの提供</p> <p>イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供</p> <p><input checked="" type="radio"/> 市場原理が働かない財・サービスの提供</p> <p>エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供</p> <p>オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等</p> <p>カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等</p> <p>キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務</p>	<p>(行政と民間のいずれが行うべきか)</p> <p>a 行政が行うべきである</p> <p><input checked="" type="radio"/> b 一部は民間が行うべきである</p> <p>c 民間が行うべきである</p> <p>【説明】</p> <p>効率性や対象者の利便性が向上する事業については、民間の活用が期待できる。(妊婦検診の委託等)</p>

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>Ⓒ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>母子保健事業のうち子育て支援・虐待防止を重視した支援は個性が高く、児童の健康的な発育はその児童の将来に長く影響を及ぼすことからきめ細かな対応を要するため、市町村における公的サービスの提供が望ましい。但し、一般的な事業については民間機関の活用が可能と考える。</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 <input checked="" type="radio"/> 該当・非該当 (既に10年を超えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>法定事業以外でも、対象の成長・発達時期に合わせたきめ細かな対応を要する</p>
<p>(事業の効果)(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>Ⓒ 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>大きな虐待事例の発生はなく、保護者に何らかの課題が生じた場合は、必要に応じて子育て支援センター等との連携の上、解決を図るなどの効果が見られていると考える。</p>
<p>(事業の必要性)(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>Ⓒ 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>児童虐待・少子化・核家族化の問題は社会的な問題として認知されており、多くの住民の関心も高いと考える。</p>
<p><b>事業の参考事項</b></p>	
<p><b>【民間能力の活用】</b></p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・<input checked="" type="radio"/> 一部可・不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>妊婦検診等検診業務は一部委託可能と考える</p>
<p><b>【広域連携の活用】</b></p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input checked="" type="radio"/> 可・不可</p> <p>(導入方式) <input checked="" type="radio"/> 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他( )</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>小児科医師確保、発達・療育支援等専門的な支援体制の共同運用</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当・<input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他( )</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p><b>【特定財源の変動】</b></p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有・<input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他( )</p>	<p>(説明)</p> <p>現在特定の財源はなし</p>
<p><b>【事業の対象・手段】</b> <span style="float: right;">母子保健</span></p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>Ⓒ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>一層の事業経費の縮減に努める。</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>Ⓒ 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>託児ボランティアの配置、関係機関との連携・事業の重複を避ける等工夫している</p>
<p>(事業の休廃止の影響)(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>Ⓒ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>事業コスト削減・関係機関との連携・分担等を行いながら、継続が必要である</p>

事業の方向性	
【来年度に向けた事業の方向性】 方向性の区分(選択例) A 継続 ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃止	
担当所管評価 方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/> (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)	町長評価 方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/>
(説明)  児童の将来にわたる影響の大きい事業であるため、事業コストの削減・関係機関との連携・分担等を行いながら、継続が必要と考える。 また、具体的な事業化には至っていないが、若年期における性感染症の蔓延や若年妊娠・健康習慣の確立など思春期における母子保健事業の課題の整理と事業化の検討が必要と考える。	(説明)  児童センターとの連携を図ること

# 事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 3

事業名 (計画事業名)	保健事業(老人保健事業) 地域保健予防事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 保健係
(細事業名)		調書作成者職氏名	佐々木希美枝

## I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	<input checked="" type="checkbox"/> 登載事業 <input type="checkbox"/> 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	高齢者保健福祉計画
施策の項目の分類	保健・医療の充実	【根拠法令等】老人保健法
主要施策の分類	成人・老人保健の充実・健康管理システムの構築・健康意識の高揚と健康づくりの促進	【事務種類】自治事務(法令)・自治事務(その他・単独)

## II 事業の説明等

事業の対象 (Who)	40歳以上の町民	受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業の意図 (What)	生活習慣病の予防・早期発見及び治療・リハビリテーションまで一体的に保健サービスを受ける事ができる		
事業の手段 (How)	健診・健康相談・健康学習・家庭訪問指導		
事業の結果 (Outcome)	有病率の低下、壮年期の要介護者の減少・死亡率の低下、健康保険財政の健全な運営		

## III 事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
基本健診	840人	837人	782人	840人		H10～H19年	6,305,113円
健康相談・健康教育	延べ1057人	延べ1013人	延べ609人	700人		H10～H19年	736,839円
訪問指導	延べ161人	延べ261人	延べ221人	250人		H10～H19年	123,120円

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	健診後の個別健康教育の実施・事後健康相談実施方法の見直しにより、糖尿病等の生活習慣予防対策を強化している。
㊦ 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

## 【本年度の事業実施スケジュール】

基本健診:6月に6日間、1月に1日間実施 健康教育・相談・訪問指導・健診結果判明後他適宜実施 がん検診:胃・大腸・肺・前立腺がん検診は国保病院委託 乳・子宮がん検診はがん検診センター委託	【町民への周知方法】 広報・新聞ちらし折込・インターネット掲示板の活用
	【関係機関・関係部署との役割分担】 健診機関・医療機関・老人クラブ等団体との連携

## IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	S57老人保健法の施行により、疾病予防・早期発見・治療・リハビリテーション等の保健事業を総合的に実施し、壮年期以降の健康づくりの推進が図られることとなった。H12からの第4次計画においては、特に糖尿病等の生活習慣病予防の推進に向けて個別健康教育の導入や介護を要する状態となることを予防する対策の推進が強化されている。また健康増進法の制定等により栄養改善・運動・喫煙等の生活習慣の改善を通じた生涯にわたる健康づくりを進める方向が明確になっている。
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 法定事業として全ての自治体において取り組まれている。 ②代替案 — ③スクラップ(廃止・縮小)事業 —
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 高齢者保健福祉計画作成の過程や各種事業を通じて聴取する ②関係部署等との調整 医療機関・健診機関との連携 ③国・道・関係団体等との調整 保健所等専門機関の事業評価を事業実施に生かしている
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	H18年度より、65歳以上の高齢者対象の事業は一部介護保険法に基づく地域支援事業へ再編される。65歳未満の壮年期対象事業も、個人に合わせた糖尿病等生活習慣病予防への対応の強化が求められている。健康増進法の施行、地域・職域連携の推進等の視点から、職域・学校保健との連携が必要と考える。

## IV 事業の評価

保健事業

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1)行政としての役割 ㊦ 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的な不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである ㊦ 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである  (説明) 公的サービスでは保健師・栄養士による個別指導の機会を充実し、生活習慣病予防を強化する必要がある。 民間の役割としては外食産業による健康メニューの提供・禁煙区域の設置等による、栄養改善・喫煙対策等の生活習慣改善に期待できる。 また、運動施設による適切な身体活動指導も重要であり、民間事業者の活用を図りたい。

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的的事业</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>④ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>生活習慣の改善は個人の努力だけではなく、環境面の改善の影響も大きいことから、民間も含めた取り組みの必要性が増していると考えます。</p>
<p>※ 今年度で10年目となる長期継続事業 <input checked="" type="radio"/> 該当・ <input type="radio"/> 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 法定事業であり、内容の見直し・充実を図った上で継続が必要である。</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>③ 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>個別健康教育や健康指標の分析など新たな取り組みを積み重ねながら徐々に効果が現れていると考えます。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>③ 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>健康の保持増進は大方の町民が希望するニーズと考える。</p>
<p>【Ⅵ事業の参考事項】</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・ <input checked="" type="radio"/> 一部可・不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>健診業務や健康教育における運動指導等の部分的には委託可能と考えます。</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>①広域連携の導入の検討 <input checked="" type="radio"/> 可・ <input type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) <input checked="" type="radio"/> 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他( )</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>健診業務等の連携により効率化が期待できる。</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他( )</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・ <input checked="" type="radio"/> その他(介護保険法との一部統合・再編)</p>	<p>(説明)</p> <p>H17年度より65歳以上を対象とする事業は一部、地域支援事業として介護保険財源により実施する。</p>
<p>【事業の対象・手段】 <span style="float: right;">保健事業</span></p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>③ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>H17年度より健診委託先を変更し委託金額の見直しを行った事により事業コストを削減できると予想される。</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>③ 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>基本健診・がん検診を一緒に行う総合健診の企画、町内医療機関の活用を検討する。</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>実施方法・内容を精査しながら継続する。</p>



**Ⅶ事業の方向性**

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

- B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃止

〈担当所管評価〉

方向性  —   
(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

※A選択の場合のみ

〈町長評価〉

方向性  —

(説明)

事業量(予算額)は委託先の変更により経費の縮減が期待できる。また、健診受診後の個別健康教育の実施等により、生活習慣病対策を強化する。

(説明)

# 事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 4

事業名 (計画事業名)	保健事業 がん予防対策事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 保健係
(細事業名)		調書作成者職氏名	佐々木希美枝

## I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	<input checked="" type="checkbox"/> 登載事業 <input type="checkbox"/> 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	高齢者保健福祉計画
施策の項目の分類	保健・医療の充実	【根拠法令等】老人保健法・がん予防対策指針
主要施策の分類	成人・老人保健の充実・健康管理システムの構築・健康意識の高揚と健康づくりの促進	【事務種類】自治事務(法令)・自治事務(その他・単独)

## II 事業の説明等

事業の対象 (Who)	40歳以上の町民	受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業の意図 (What)	生活習慣病の予防・早期発見及び治療・リハビリテーションまで一体的に保健サービスを受ける事ができる		
事業の手段 (How)	健診・健康相談・健康学習・家庭訪問指導		
事業の結果 (Outcome)	有病率の低下、壮年期の要介護者の減少・死亡率の低下、健康保険財政の健全な運営		

## III 事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
がん検診	延べ808人	延べ208人	延べ250人	577人		H10～H19年	1,252,644円

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	胃・肺・大腸がん検診を個別実施のみと変更したため、受診数が大きく減少している。検診実施体制が徐々に知られてきたためか、本年度受診数が若干増加している。一部住民からは集団検診の実施の要望が出されている。
⑥ 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
基本健診:6月に6日間、1月に1日間実施 健康教育・相談・訪問指導・健診結果判明後他適宜実施 がん検診:胃・大腸・肺・前立腺がん検診は国保病院委託 乳・子宮がん検診はがん検診センター委託	広報・新聞ちらし折込・インターネット掲示板の活用
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	健診機関・医療機関・老人クラブ等団体との連携

## IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	S57老人保健法の施行により、疾病予防・早期発見・治療・リハビリテーション等の保健事業を総合的に実施し、壮年期以降の健康づくりの推進が図られることとなった。がん検診についてはH10年度より一般財源化された中での事業実施となっている。がんによる死亡数が一位であることから、予防・検診・適切な治療による対策が図られている。
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 現在は法定事業ではないが過去の経緯を踏まえ全自治体において取り組まれている。 ②代替案 — ③スクラップ(廃止・縮小)事業 —
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 高齢者保健福祉計画作成の過程や各種事業を通じて聴取する ②関係部署等との調整 医療機関・健診機関との連携 ③国・道・関係団体等との調整 保健所等専門機関の事業評価を事業実施に生かしている
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	がん対策は強化されているが、根拠のある予防策は禁煙対策のみであり、早期発見と適切な診断・治療の強化に力点がかけられている。

## IV 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	保健事業
①民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 ④ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである ⑥ 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 検診センター等の普及により、個人での受診は可能な状況ではあるが、受診率の向上が、早期発見者の増加には不可欠であり、行政で実施することによる受診者の確保が必要と考える。

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化 なし</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) <input checked="" type="radio"/> 該当・ <input type="radio"/> 非該当</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 法定事業に準じて、内容の見直し・充実を図った上で継続が必要である。</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p><input checked="" type="radio"/> b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>受診数は少ないが、通年で希望する時期に受診できるため、受診しやすい環境にあり、早期発見の機会となっている。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>健康の保持増進は大方の町民が希望するニーズと考える。</p>
<p><b>【VI事業の参考事項】</b></p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・ <input checked="" type="radio"/> 一部可・ <input type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>検診業務は全て委託が可能であるが、がん予防・対策における意識の啓発・禁煙対策等は行政の対応が必要と考える。</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>①広域連携の導入の検討 <input checked="" type="radio"/> 可・ <input type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) <input checked="" type="radio"/> 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他( )</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>検診業務等の連携により効率化が期待できる。</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他( )</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他( <input checked="" type="radio"/> 介護保険法との一部統合・再編 )</p>	<p>(説明)</p> <p>H10年度より一般財源化されている</p>
<p>【事業の対象・手段】 <span style="float: right;">保健事業</span></p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>委託経費は最低限に縮減しており、これ以上の削減は困難である。</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p><input checked="" type="radio"/> b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>基本健診・がん検診を一緒に行う総合健診の企画、町内医療機関の活用を検討する。また、国保病院に委託しているが、受診数が大きく減少しており、住民周知を継続するとともに、再度検診センターでの検診実施を希望する意見もあり、一部実施方法の見直しを行う。</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>実施方法・内容を精査しながら継続する。</p>

**Ⅶ事業の方向性**

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

- B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃止

〈担当所管評価〉

方向性  —   
(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

※A選択の場合のみ

〈町長評価〉

方向性  —

(説明)

受診者数の増大のため、個別検診に加え一部集団検診を実施する。

(説明)

事業効果(受診率)の向上を図ること

# 事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 5

事業名	結核検診事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 保健係
(計画事業名)	結核予防対策事業	調書作成者職氏名	佐々木希美枝
(細事業名)			

<b>I 事業の位置づけ</b>		<b>【総合計画以外の計画・指針等】</b>	
【第4期雄武町総合計画】	<input type="checkbox"/> 登録事業 <input type="checkbox"/> 非登録事業		
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	<b>【根拠法令等】</b> 結核予防法	
施策の項目の分類	保健・医療の充実	<b>【事務種類】</b> 自治事務(法令)	
主要施策の分類	精神保健・感染症対策の推進		

<b>II 事業の説明等</b>			
事業の対象 (Who)	65歳以上の町民	受益者負担	有・無
事業の意図 (What)	結核の早期発見・治療及び蔓延を防止する		
事業の手段 (How)	結核検診(胸部レントゲン撮影)の実施		
事業の結果 (Outcome)	結核による健康障害・家族等への影響を最小限に抑制できる		

<b>III 事業の執行状況</b>		※事業量の推移について記入						※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入	
【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】		
結核検診(胸部レントゲン撮影)	1304人	1094人	345人	370人		H10～H19年	293,924円		

<b>【事業計画の達成状況】</b>	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	法改正により、H17年度から検診対象者が65歳以上の町民と変更となり、住民には十分周知されていないと思われるため、今後も周知を図っていく必要がある。
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

<b>【本年度の事業実施スケジュール】</b>	<b>【町民への周知方法】</b>
対象が同じとなるインフルエンザ予防接種の時期に合わせて医療機関へ委託の上実施する。	広報、新聞ちらし、老人クラブ健康相談実施時等
	<b>【関係機関・関係部署との役割分担】</b>
	保健所・医療機関

<b>【立案形成に至る背景・ニーズ】</b>	日本で最大の感染症として、明治期から対策が取られている。市町村においては、結核検診・BCG接種(予防接種)の実施を主な事業として継続している。
<b>【立案形成過程における検討課題】</b>	①他自治体の類似事業 法定事業として実施されている。
	②代替案 —
	③スクラップ(廃止・縮小)事業 —
<b>【事業化の過程における検討課題】</b>	①町民等の意見聴取 —
	②関係部署等との調整 国保病院
	③国・道・関係団体等との調整 保健所・医療機関
<b>【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】</b>	結核発病者は高齢者が多いことから、効率的な事業実施のため法律改正に合わせて検診の対象者は昨年度より65歳以上の町民と変更した。

<b>V 事業の評価</b>		結核検診
<b>【雄武町が実施することの妥当性】</b>		
①民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)	
(1)行政としての役割	Ⓐ 行政が行うべきである	
Ⓒ 公共的な財・サービスの提供	b 一部は民間が行うべきである	
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	c 民間が行うべきである	
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	(説明)	
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	感染症対策として行政の対応が必要と考える。	
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等		
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等		
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務		

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化</p> <p>㉞ 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>人間ドック・医療機関でレントゲン検査を受けた方は対象外となるため、受診歴を把握し対象者を限定することで経費を節減できる可能性がある。</p>
<p>※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>法定事業のため実施の義務あり</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>㉞ 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>65歳以上の検診対象者のより正確な受診率を把握し、発病された患者情報等と合わせて効果の判定を行っていく。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>㉞ 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>結核検診の意義、事業実施は周知されていると思われるが、今後検診実施方法の変更を予定しているため、新たな検診方法についてあらゆる機会に周知を図る。</p>
<p><b>【VI事業の参考事項】</b></p>	
<p><b>【民間能力の活用】</b></p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可 <input checked="" type="radio"/></p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 <input checked="" type="radio"/> 全部可 ・ 一部可 ・ 不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>検診事業者に検診の実施を委託している</p>
<p><b>【広域連携の活用】</b></p>	
<p>①広域連携の導入の検討 可 <input checked="" type="radio"/> ・ 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>近隣市町村との共同実施により住民の利便性やコストの削減を期待できる。</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当 <input type="radio"/></p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p><b>【特定財源の変動】</b></p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 <input checked="" type="radio"/></p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p><b>【事業の対象・手段】</b> <span style="float: right;">結核検診</span></p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>㉞ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>検診委託先を町内医療機関へ変更し、他の事業(インフルエンザ予防接種)との同時周知等で事業コストの縮減に努める。</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>㉞ 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>医療機関での個別検診を実施することで受診者の利便性の向上と地元医療機関の活用を進める。</p>
<p><b>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</b></p>	
<p>㉞ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>法定事業のため実施の義務あり。</p>

**Ⅶ事業の方向性**

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

〈担当所管評価〉

方向性

—

※A選択の場合のみ

(上記A～Dから選択記入)

(上記ア～エから選択記入)

〈町長評価〉

方向性

—

(説明)

H17年度の法律改正により対象者は減少し事業費も縮減となった。受診率の確保・受診者の検診受診の利便性を考慮して、本年度より医療機関での検診実施を計画する。

(説明)

# 事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 6

事業名	エキノコックス症検診事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 保健係
(計画事業名)	エキノコックス症検診予防対策事業	調書作成者職氏名	佐々木希美枝
(細事業名)			

## I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	<input type="checkbox"/> 登録事業 <input type="checkbox"/> 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 北海道エキノコックス症対策実施要領
施策の項目の分類	保健・医療の充実	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	精神保健・感染症対策の推進	

## II 事業の説明等

事業の対象	(Who)	小学校3年生以上の住民(過去5年以内に検査を受けている人を除く)	受益者負担	有・無
事業の意図	(What)	エキノコックス症を早期に発見・治療する		
事業の手段	(How)	健康診査		
事業の結果	(Outcome)	エキノコックス症による健康障害の影響を最小限に抑制できる		

## III 事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16 実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
エキノコックス症検診	294人	298人	303人	280人	検診の実施	H10~H19年	190,890円

【事業計画の達成状況】	(説明)~事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	北海道地区特有の感染症としてH3年度から実施しているが、人から人への感染は見られないことと、発症までの期間が長いため5年毎の検診対象となる事等から意識の低下がみられ、受診数は低下している。
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
基本健診・結核検診と同時実施(6月に6日間、1月に1日間)	広報・新聞ちらし折込
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	保健所・検査委託事業所との連携

## IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	H3年度にエキノコックス汚染地域に指定された上幌内地区から順次検診を実施し、当初周辺地区を巡回していたが、3年前より基本健診との同時実施のみとなった。
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 道内ではほとんどの市町村で実施している ②代替案 集団検診以外に医療機関への委託方式も可能である。 ③スクラップ(廃止・縮小)事業 -
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 - ②関係部署等との調整 - ③国・道・関係団体等との調整 -
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	-

## V 事業の評価

エキノ

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1)行政としての役割	a 行政が行うべきである
㊦ 公共的な財・サービスの提供	b 一部は民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	(説明)
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	感染症対策として行政の対応が必要と考える
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	



<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化 なし</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当 <input type="radio"/></p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>北海道の指針に基づき検診の機会を設定する必要がある。</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p><input checked="" type="radio"/> c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>受診者数は減少傾向だが、現在まで患者の発生はなく、検診の機会や予防知識の普及は現状程度は確保が必要である。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p><input checked="" type="radio"/> b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>一定程度の範囲での病気に関する認識は得られていると考える。</p>
<p><b>【VI事業の参考事項】</b></p>	
<p><b>【民間能力の活用】</b></p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 可 <input type="radio"/> 不可 <input checked="" type="radio"/></p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p><input checked="" type="radio"/> 実施中 <input type="radio"/> 全部可 <input type="radio"/> 一部可 <input type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>検診事業者に検診の実施を委託している</p>
<p><b>【広域連携の活用】</b></p>	
<p>①広域連携の導入の検討 <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他( )</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>近隣市町村との共同実施により、住民の利便性やコストの削減を期待できる。</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当 <input type="radio"/></p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他( )</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p><b>【特定財源の変動】</b></p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/></p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p><b>【事業の対象・手段】</b> <span style="float: right;">エキノ</span></p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>実施日数の縮減・委託先の変更等によりコストの削減を図っている。</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p><input checked="" type="radio"/> b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>集団検診方式に加え個別検診も実施することで受診者の利便性と地元医療機関の活用が考えられる。</p>
<p><b>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</b></p>	
<p><input checked="" type="radio"/> a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>要綱に基づき検診の機会を提供する必要がある。</p>

**Ⅶ事業の方向性**

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>○方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p>    ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p>    イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p>    ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p>    エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p>	
<p>〈担当所管評価〉</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>〈町長評価〉</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p>
<p>(説明)</p> <p>他の検診事業との同時実施によりコストの節減を図り、現状程度の事業は継続する必要がある。</p>	

# 事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 7

事業名 (計画事業名)	訪問看護事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 保健係
(細事業名)		調書作成者職氏名	佐々木希美枝

## I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	<input type="checkbox"/> 登録事業 <input type="checkbox"/> 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 老人保健事業
施策の項目の分類	高齢者対策の充実	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	サービスを利用しやすい環境づくり	

## II 事業の説明等

事業の対象 (Who)	在宅療養者	受益者負担	有・ <input checked="" type="checkbox"/>
事業の意図 (What)	医療依存度が高くても安心して在宅療養ができる		
事業の手段 (How)	訪問看護制度の利用		
事業の結果 (Outcome)	在宅療養者が増える		

## III 事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
総合在宅ケア事業団訪問看護ステーション開設負担金	延べ119名477回	延べ114名606回	延べ130名延643回	延130名650回		H11~H19年	700千円

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できない見込みがない	常勤の訪問看護師が確保されてから訪問件数が増加しており、医療依存度が高い方の在宅支援を担っている。

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
支援センター(居宅介護支援事業所)で作成される計画に基づき訪問看護を提供する	医療機関・在宅介護支援センター等関係機関からの紹介
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	医療機関・在宅介護支援センター・紋別地域訪問看護ステーション

## IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	介護保険法施行に合せ在宅介護サービスの基盤整備が検討された。訪問看護事業の受け手としては北海道総合在宅ケア事業団が紋別地域に訪問看護ステーションを開設し、西紋地区の広域での事業展開の中で町も負担金を支出している。 (事業団方式が創設された経緯としては、経営的に単独での事業運営が困難な地域にも訪問看護サービス事業を展開できるように札幌市他都市部・過疎地域全体の収益を事業団の収益として運営する方式が取られている)
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 西紋地区では平成10・11年度に全市町村で同時に事業を開始している。 ②代替案 民間又は町国保病院等医療機関での事業実施の意向を確認したが経営的に不可との返答があった ③スクラップ(廃止・縮小)事業 -
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 在宅医療を受けている方からは適宜意見を聴取している。 ②関係部署等との調整 西紋地区としては保健所主催の事業推進に向けた研修会や医師会との連携、町としては国保病院に事業説明と理解・協力を求めて開始した。 ③国・道・関係団体等との調整 必要時紋別保健所・近隣医療機関との連絡・調整を行っている。
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	事業開始時点では看護師を確保できなかったため興部町からの派遣を受けていたが、H14年度途中からは町内で看護師を確保し、内容の充実が図られている。常勤看護師が配置されたことで、訪問看護に加え居宅介護支援事業の展開も可能は状況とはなっている。

## V 事業の評価

訪問看護

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1)行政としての役割	a 行政が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	b 一部は民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	㉞ 民間が行うべきである
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	(説明)
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	民間の資源が乏しいため行政が担っている現状である。
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>☑ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事业</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>☑ 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>本来は民間独自で行うべきではあるが効率的な事業運営は困難な地域事情のため安定的継続的な事業運営を補償するため補助が必要と考える。</p>
<p>②情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>☑ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>☑ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>事業開始当初から徐々に事業が拡大されており、収入も増加しているため、毎年の負担金制度の見直しが必要と考える。</p>
<p>※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 ☑</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>☑ a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>医療機関との連携もあり重度障害者の在宅療養も徐々に増加している。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>☑ a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>高齢社会となり、施設・医療機関への希望も多い状況ではあるが、住み慣れた自宅での生活を望まれる方のニーズに対しては訪問看護等医療的なニーズへの対応は重要性が高いと考える。</p>
<p><b>【事業の参考事項】</b></p>	
<p><b>【民間能力の活用】</b></p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 ☑ ・ 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ ☑その他( )</p>	<p>(説明)</p> <p>事業の採算が取れば、民間事業所が事業を運営する事で需要を賅う事が可能である。</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>☑実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>民営の事業所の開設を期待する。</p>
<p><b>【広域連携の活用】</b></p>	
<p>①広域連携の導入の検討 ☑ ・ 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ☑機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 ☑ ・ 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ☑機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> <p>西紋地区での広域活用を実施している。</p>
<p><b>【特定財源の変動】</b></p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無 ☑</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p><b>【事業の対象・手段】</b> <span style="float: right;">訪問看護</span></p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>☑ b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>事業開始時点から同額の負担金を納入しているが事業量・収入に合わせて負担金額を減少する可能性がないか協議を行ったが、全道一円同様に実施しているため明確な回答は得られなかった。</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>☑ a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>全道的に組織運営を行っており適切と考える。</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>☑ b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>事業の重要性は高いが専門職の確保が困難・人口規模から安定的に経営できるほどの事業量は期待できない等の地域事情により新たに単独での事業運営は困難なため、当面現在の方式の選択が望ましいと考える。</p>

**Ⅶ事業の方向性**

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

- B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃止

〈担当所管評価〉

方向性  —  (上記A～Dから選択記入) (※A選択の場合のみ 上記ア～エから選択記入)

〈町長評価〉

方向性  —

〈説明〉

大きな変更は困難であるが、負担金額の見直しについては契約先との協議を続け、また、民間等独自運営を行う事業所の情報収集を行う。

〈説明〉

# 事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 8

事業名	雄武町精神障害者通所交通費助成事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 保健係
(計画事業名)	精神障害者地域自立支援事業	調書作成者職氏名	佐々木希美枝
(細事業名)			

## I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	<input checked="" type="checkbox"/> 登載事業 <input type="checkbox"/> 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	保健・医療の充実	【事務種類】 自治事務(その他・補助)
主要施策の分類	精神保健・感染症対策の推進	

## II 事業の説明等

事業の対象 (Who)	精神障害者	受益者負担	有・ <input checked="" type="checkbox"/>
事業の意図 (What)	社会復帰のための訓練施設への通所機会を確保する		
事業の手段 (How)	交通費の全額助成		
事業の結果 (Outcome)	家庭以外での地域生活において役割を持って生活できる		

## III 事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
通院に要する交通費を半額助成する	延べ8件	延べ2件	延べ 0件	延べ12件		H12~H19年	支出なし

【事業計画の達成状況】	(説明)~事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	事業の対象者が一部の町民に限定されており、対象者は当町より生活条件の良い市町村へ転居されたため現状では対象がいない状況である。
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
年1回の広報による事業の周知 申請による交通費の助成	広報、近隣通所施設への事業案内、町患者会での周知
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	保健所、医療機関、通所施設

## IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	精神障害者の社会復帰施策は他の障害者施策と比較して少なく、青年層での発病が多いことから、経済的に困窮する家庭が多い。また、病状の変化との関連からも長期入院が多く、地域生活を支援する施策が必要な状況だった。西紋地区に唯一の通所施設ができたが、紋別市に設置されているため、通所に困難性がある。
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 遠軽地区では遠軽町に通所施設ができたが、周辺の町村からの通所が可能となるよう、交通費助成を行っている。 ②代替案 — ③スクラップ(廃止・縮小)事業 —
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 町家族会・患者会等関係団体からの意見を主として聴取している ②関係部署等との調整 — ③国・道・関係団体等との調整 保健所・通所施設との連携
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	平成14年より精神障害者への一次的な相談支援・ヘルプサービス事業等のサービス実施主体が市町村になる等、精神障害者支援における市町村の責務が明確化されている。

## V 事業の評価

通所交通費

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 現在対象者は限定されているが、障害者の地域生活支援においては必要な事業と考える。 通所施設が遠方にしかないために必要となった施策であり、通所が望ましい対象は存在するため、共同作業所他通所施設の運営に係る施策の方向とも関連させた検討が必要である。

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化 なし</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当 <input type="radio"/></p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p><input checked="" type="radio"/> b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>現在は対象者がいないが、本事業を活用して自立生活へ進んだ結果であり、事業の効果は見られていると考える。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p><input checked="" type="radio"/> b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>事業への理解は得られると考える</p>
<p><b>【VI事業の参考事項】</b></p>	
<p><b>【民間能力の活用】</b></p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可 <input type="radio"/></p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可 <input type="radio"/></p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p><b>【広域連携の活用】</b></p>	
<p>①広域連携の導入の検討 可・不可 <input type="radio"/></p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他( )</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 <input type="radio"/></p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他( )</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p><b>【特定財源の変動】</b></p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有<input type="radio"/>・無<input checked="" type="radio"/></p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・<del>単純縮減対象</del> ・単純廃止対象・その他( )</p>	<p>(説明)</p> <p>北海道地域政策総合補助金に統合されている。</p>
<p><b>【事業の対象・手段】</b> <span style="float: right;">通所交通費</span></p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p><input checked="" type="radio"/> c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>事務を執行する上で効率化を検討する予定あり。(申請に対する許可・不許可の通知方法等)</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p><input checked="" type="radio"/> b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>他の障害者施策とも関連するが、本事業に代えて町内で通所施設を運営助成する方策の検討</p>
<p><b>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</b></p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>他の手段により目的が達成されるまでは、対象者が生じた場合に備えて事業は必要と考える。</p>

**Ⅶ事業の方向性**

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>○方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続              ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)              イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)              ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)              エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)          C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)          D 廃止</p>	
<p>〈担当所管評価〉</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ウ"/> <small>※A選択の場合のみ</small>          (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>〈町長評価〉</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ウ"/></p>
<p>(説明)</p> <p>現在の利用状況に合わせて予算額を減少する。          身体・知的障害者施策との関連を含め、町内での通所事業所の運営を検討しながら事業は当面継続する。          (障害者計画内での検討とする)</p>	



# 事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 9

事業名	精神障害者通院交通費助成事業	担当課・係名	保健福祉課
(計画事業名)	精神障害者地域自立支援事業	(上段:課名・下段:係名)	保健係
(細事業名)		調書作成者職氏名	佐々木希美枝

I 事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】
【第4期雄武町総合計画】	<input type="checkbox"/> 登載事業 <input type="checkbox"/> 非登載事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	保健・医療の充実	【根拠法令等】
主要施策の分類	精神保健・感染症対策の推進	【事務種類】 自治事務(例規)

II 事業の説明等			
事業の対象	(Who)	在宅の精神障害者	受益者負担
事業の意図	(What)	適切な医療の継続と家庭生活の安定が図られる	有・無
事業の手段	(How)	交通費の半額助成	
事業の結果	(Outcome)	精神疾患患者の病状が安定し経済的に余裕を持って地域生活ができる	

III 事業の執行状況		※事業量の推移について記入		※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入			
【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
通院に要する交通費を半額助成する	延べ122件	延べ96件	延べ80件	延べ80件		H12～H19年	413,170円

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	事業が対象者に十分認知されていないとの意見があったため、改めて事業の周知を行った。

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
年1回の広報による事業の周知 申請による交通費の助成	広報、近隣医療機関への事業案内ちらしの設置、福祉・保健窓口での案内
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	保健福祉課窓口、保健所、医療機関

IV 事業の立案形成	
【立案形成に至る背景・ニーズ】	精神障害者への福祉施策は他の障害への施策と比較して少なく、青年層での発病が多いことから、経済的に困窮する家庭も多い。また、病状が変化しやすいことから、継続的に医療機関への受診が必要だが専門医療機関は紋別市等遠方のため長期に入院する方が多い等のニーズが生じていた。
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 興部町・佐呂間町・湧別町・旧常呂町等で事業化されている ②代替案 — ③スクラップ(廃止・縮小)事業 —
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 町家族会・患者会等関係団体からの意見を主として聴取している ②関係部署等との調整 精神保健福祉手帳・通院医療費助成申請担当係(社会福祉係)との連携 ③国・道・関係団体等との調整 保健所・精神科医療機関等との連携
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	平成14年より精神障害者への一次的な相談支援・ヘルプサービス事業等のサービス実施主体が市町村になる等、精神障害者支援における市町村の責務が明確化されている。

## V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1)行政としての役割	a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(説明)
	他の制度利用は不可なニーズであり、町として実施する必要がある。

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事业</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化 なし</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>㉑ 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>事業を利用している方は病状が安定し、長期入院を防ぐ等の効果が見られている。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>㉒ 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>精神障害に対する理解が町民に十分得られているとは言い難い状況と思われるが、町内外の行事に積極的に参加するなどを通じて徐々に理解を得ていると考える。</p>
<p><b>【VI事業の参考事項】</b></p>	
<p><b>【民間能力の活用】</b></p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p><b>【広域連携の活用】</b></p>	
<p>①広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他( )</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他( )</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p><b>【特定財源の変動】</b></p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p><b>【事業の対象・手段】</b> <span style="float: right;">通院交通費</span></p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>㉓ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p> <p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>㉔ 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>事業を執行する上で効率化を検討する予定あり。(通院証明の方法、申請に対する許可・不許可の通知方法等)</p> <p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>㉕ aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>事業対象者のニーズは大きく、代替案がないため継続が必要と考える。</p>

**Ⅶ事業の方向性**

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

- B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃止

<p>〈担当所管評価〉</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/> ※A選択の場合のみ</p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>〈町長評価〉</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ウ"/></p>
<p>(説明)</p> <p>事務の効率化を図りながら、現在の事業は継続する。          但し、精神保健福祉手帳により公共交通費の助成対象となる場合や身体障害者手帳他の助成制度の見直しの際には事業の見直しを行う。</p>	

# 事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 10

事業名 (計画事業名)	予防接種健康被害補償	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 保健係
(細事業名)		調書作成者職氏名	佐々木希美枝

## I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	<input type="checkbox"/> 登録事業 <input checked="" type="checkbox"/> 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 予防接種法
施策の項目の分類	保健・医療の充実	【事務種類】 自治事務(法令)
主要施策の分類	精神保健・感染症対策の推進	

## II 事業の説明等

事業の対象 (Who)	予防接種による健康被害救済対象者	受益者負担	有・ <input checked="" type="checkbox"/>
事業の意図 (What)	予防接種による健康被害者を救済する		
事業の手段 (How)	医療費・医療手当・障害年金等の給付		
事業の結果 (Outcome)	適切な予防接種事業を推進する		

## III 事業の執行状況

※事業量の推移について記入

※備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
医療費・医療手当・障害年金の給付等	1,889,000円	5,012,182円	5,703,834円	6,091千円		H13~H19年	5,703,834円

【事業計画の達成状況】	(説明)~事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	対象者と適宜連絡しながら、給付事務を進めている。 (H18年5月で20歳となり障害基礎年金受給申請中)
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
申請による医療費・医療手当の支給及び年4回の障害年金の給付	予防接種ガイドの交付による予防接種事業全般の周知の際に、救済制度についても周知している
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	保健所・医療機関

## IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	—
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 — ②代替案 — ③スクラップ(廃止・縮小)事業 —
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 — ②関係部署等との調整 — ③国・道・関係団体等との調整 —
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	—

## V 事業の評価

予防接種健康被害

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1)行政としての役割	a 行政が行うべきである
o 公共的な財・サービスの提供	b 一部は民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	(説明)
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化 なし</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) 該当・非該当</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>㉑ 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>㉒ 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p>【Ⅵ事業の参考事項】</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>①広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他( )</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>実際に健康被害が生じた際には事務量が大きく専門性も高い内容となるため、広域での運用が望ましいと考える</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他( )</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】 予防接種健康被害</p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>㉑ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減策を検討している</p>	<p>(説明)</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>㉒ 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>㉑ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

**Ⅶ事業の方向性**

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

〈担当所管評価〉

方向性

(上記A～Dから選択記入)

※A選択の場合のみ

(上記ア～エから選択記入)

〈町長評価〉

方向性

—

(説明)

予防接種事業の実施と合せ、広域での事務の実施は可能と考えるが、事業量の減少は困難である。

(説明)

# 事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 11

事業名	予防接種事業	担当課・係名	保健福祉課
(計画事業名)	予防接種事業	(上段:課名・下段:係名)	保健係
(細事業名)		調書作成者職氏名	佐々木希美枝

## I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	<input type="checkbox"/> 登録事業 <input type="checkbox"/> 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】 予防接種法
施策の項目の分類	保健・医療の充実	【事務種類】 自治事務(法令)
主要施策の分類	精神保健・感染症対策の推進	

## II 事業の説明等

事業の対象	(Who) 定期予防接種対象者	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 感染症の蔓延防止と住民の感染症の罹患を予防する		
事業の手段	(How) ワクチンの接種		
事業の結果	(Outcome) 感染症の流行を防ぐ		

## III 事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
乳幼児・児童対象予防接種(6種)	延べ516件	延べ446件	延482件	延395件		H10～H19年	2,369,400円
高齢者対象予防接種(インフルエンザ)	427件	454件	515件	530件		H14～H19年	914,400円

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	個別接種が可能な種類は国保病院に委託し、順調に推移している。

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
年間計画に基づき実施している。	広報、予防接種ガイド、各種健診時の個別説明
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	保健所・医療機関

## IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	予防接種法による法定事務として、実施している。法律制定当初は社会防衛の観点から国民の義務として接種を行っていたが、平成6年の改正により、接種は努力義務となったが、感染症から個人の健康を守り、感染症の流行を防ぐ意義は同様である。
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 全国同様に推進されている ②代替案 — ③スクラップ(廃止・縮小)事業 —
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 母子保健事業実施時等における意見聴取等により事業の見直しを行っている。 ②関係部署等との調整 国保病院 ③国・道・関係団体等との調整 医療機関・保健所との連絡調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	特になし

## V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	予防接種
①民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1)行政としての役割	a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである
㊦ 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(説明)

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化 なし</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>※ 今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) <input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>法律の規定により実施する必要がある</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>㉑ 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>乳幼児・児童においては概ね8割程度の接種率を確保し、感染症の大きな流行は見られていない。</p> <p>インフルエンザについては全国の接種率と比較するとやや高率であり、大きな流行には至っていないことから概ね効果があると考えられる。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>㉑ 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>接種率や住民からの問い合わせ状況等から予防接種の重要性は理解を得ていると考える。</p>
<p><b>Ⅵ事業の参考事項</b></p>	
<p><b>【民間能力の活用】</b></p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p><input checked="" type="radio"/> 実施中 <input type="radio"/> 全部可 <input type="radio"/> 一部可 <input type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>町内医療機関へ委託している</p>
<p><b>【広域連携の活用】</b></p>	
<p>①広域連携の導入の検討 <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・<u>事務委託</u>・一部事務組合・広域連合・その他( )</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>近隣市町村と共通した実施要綱作成や医療機関との委託契約の実施などにおいて連携が可能と考える。</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他( )</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> <p>広域とした場合、現在町内医療機関で事業が完結されているが、町外医療機関へ受診者が流出する事が予想され、精度管理等に支障がでる事が懸念される。</p>
<p><b>【特定財源の変動】</b></p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p><b>【事業の対象・手段】</b> <span style="float: right;">予防接種</span></p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>㉑ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>毎年事業実施方法を見直ししコスト削減を図っている。</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>㉑ 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>委託先との連携等を適切に行っている。</p>
<p><b>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</b></p>	
<p>㉑ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>



**Ⅶ事業の方向性**

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

〈担当所管評価〉

方向性

(上記A～Dから選択記入)

※A選択の場合のみ

ア

(上記ア～エから選択記入)

〈町長評価〉

方向性

—

(説明)

現在の実施体制においては適宜見直しを図っている。  
広域連携検討する視点では、改善の余地はあると考えるが具体的には進展していない。

(説明)

# 事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 12

事業名	介護予防生活支援事業	担当課・係名	保健福祉課
(計画事業名)	高齢者食生活改善事業(介護予防事業)	(上段:課名・下段:係名)	保健係
(細事業名)		調書作成者職氏名	佐々木希美枝

## I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	<input type="checkbox"/> 登載事業 <input type="checkbox"/> 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
施策の項目の分類	高齢者対策の充実	【根拠法令等】 介護予防地域支えあい事業実施要綱
主要施策の分類	高齢者の健康づくりの推進	【事務種類】 自治事務(その他・補助)

## II 事業の説明等

事業の対象 (Who)	概ね65歳以上の高齢者	受益者負担	☑ 無
事業の意図 (What)	要介護状態になる事を予防・延伸する		
事業の手段 (How)	介護予防に資する教室・訪問の実施		
事業の結果 (Outcome)	要介護認定者の割合が減少する		

## III 事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
気道感染肺炎予防事業	13回36人	17回45人	9回11件	* 介護保険法に基づく地域支援事業へ移行する		H10~H19	
高齢者食生活改善事業	2回20人	3回41人	3回36件			H15~H19	
閉じこもり予防事業	24回302人	6回89人	7回113件			H11~H19	
転倒骨折予防事業			2回50件			H16~H19	
							計151,036円

【事業計画の達成状況】	(説明)~事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	
ⓑ 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	地域支援事業の実施に向けて、関係者と協議の上、効果的な事業展開に向けた企画・立案が必要である。
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
特定高齢者(要介護になる可能性の高い高齢者)の把握、介護予防事業(特定高齢者及び一般高齢者対象)の企画・実施	広報、介護・保健サービス利用者等に個別に勧奨
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	介護支援センター・社会福祉係・教育委員会・社会福祉協議会

## IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	高齢社会・要介護者の増大に伴う介護費用の増大を抑制し、自立した高齢者が尊厳を持って高齢期を過ごすことができることを意図して、介護予防事業の推進が図られてきたが、介護保険法施行後、介護予防の効果は十分ではないとの評価により、H18年度から改正介護保険法により総合的な介護予防事業(地域支援事業)の展開が市町村の責務となっている。
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 転倒骨折予防事業・食の自立支援事業を主として実施している市町村があるが、実施方法が確立されていない部分も多く、全体としては進んでいない状況である。
	②代替案 -
	③スクラップ(廃止・縮小)事業 -
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の作成の過程や老人クラブでの相談事業等を通じて聴取
	②関係部署等との調整 社会福祉係・介護支援センター・教育委員会との連携
	③国・道・関係団体等との調整 網定保健福祉事務所・社会福祉協議会
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	介護予防事業の実施・効果測定の実施は法律改正を伴い、更に重要度が増している。

## V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
①民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1)行政としての役割	a 行政が行うべきである
㊦ 公共的な財・サービスの提供	ⓑ 一部は民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	(説明)
㊧ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	市町村の義務として実施する必要性はあるが、民間資源を活用しながらの事業展開が可能である。
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事业</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>②情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>③ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>高齢社会の進展に伴い取組みの必要性が増している。</p>
<p>※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当・<u>非該当</u> (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>⑥ 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>事業量は少ないが一部事業は自主組織への移行を図るなど地域での独自の取組みを意図して事業を展開している。介護予防の意識が高まる等ある程度の効果は現れていると考える。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>③ 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>高齢者の健康維持・介護予防の重要性は認識されていると考える。</p>
<p><b>【VI事業の参考事項】</b></p>	
<p><b>【民間能力の活用】</b></p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 ④ ・ 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース &lt;その他( )&gt;</p>	<p>(説明)</p> <p>事業の民間委託による実施が考えられる。</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ <u>全部可</u> ・ 一部可 ・ 不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>適切な事業運営を望める委託先(運動指導者・リハビリ可能施設や歯科医等)への事業委託が可能と考える。</p>
<p><b>【広域連携の活用】</b></p>	
<p>①広域連携の導入の検討 ④ ・ 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ <u>広域連合</u> ・ その他( )</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>事業の企画・運営においては新たな知識・技術の獲得を要するため、より効果的な事業展開を図る上では、広域連合による取組みで対応する事が望ましいと考える。</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 該当 ・ <u>非該当</u></p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> <p>いずれの市町村においても事業の企画立案に苦慮している状況であり、連携には至っていない。</p>
<p><b>【特定財源の変動】</b></p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 ④ ・ 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他(介護保険財源が充当されることによる税源の変更)</p>	<p>(説明)</p> <p>H18年度より介護保険特別会計にて予算化され、介護保険料及び国・道・市町村の公費負担により実施する</p>
<p><b>【事業の対象・手段】</b></p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>⑥ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>新たな枠組み・財源による事業展開が必要なため、事業費は増額となるが、経費の縮減に努めた中で、効果的な事業展開を図る。</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>⑦ 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>新たに事業全体の企画を必要とし、実施内容等の大幅な見直しを要する</p>
<p><b>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</b></p>	
<p>③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>更なる拡充を要する</p>

**Ⅶ事業の方向性**

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

〈担当所管評価〉

方向性

—

※A選択の場合のみ

(上記A～Dから選択記入)

(上記ア～エから選択記入)

〈町長評価〉

方向性

—

(説明)

事業の実施においてはコストの削減等効率化に留意して進める。  
また、H17年度に策定された介護保険事業計画等に基づき、関係部署との協議の上、事業を実施する。

(説明)

# 事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 13

事業名 (計画事業名)	精神障害者共同作業所助成事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 保健係
(細事業名)	精神障害者地域自立支援事業	調書作成者職氏名	佐々木希美枝

## I 事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	<input checked="" type="checkbox"/> 登載事業 <input type="checkbox"/> 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	保健・医療の充実	【事務種類】 自治事務(その他・補助)
主要施策の分類	精神保健・感染症対策の推進	

## II 事業の説明等

事業の対象 (Who)	精神障害者	受益者負担	有・ <input checked="" type="checkbox"/>
事業の意図 (What)	社会復帰のために必要な訓練を受けることができる		
事業の手段 (How)	共同作業所運営の補助		
事業の結果 (Outcome)	家庭以外での地域生活において役割を持って生活できる		

## III 事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
西紋地区精神障害者通所訓練施設への負担金の支出 (実利用者2名)	410千円 (実利用者2名)	410千円 (実利用者2名)	410千円 (実利用者2名)	410千円 (実利用予定者2名)	負担金の支出 事業体制の見直し (西紋地区全体での調整)	H11~H19年	410千円

【事業計画の達成状況】	(説明)~事業執行上からの課題・町民からの意見等
㉓ 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	日常生活指導や訓練を通じて社会生活の適応性が高まり、地域生活が継続されている。

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
申請に基づき補助金を交付する	個別相談・通所施設・医療機関を通じて行う
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	保健所・医療機関

## IV 事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	精神障害者の社会復帰施策は他の障害者施策と比較して少なく、青年層での発病が多いことから、地域生活になじめないまま生活する方が多い。また、病状の変化との関連からも長期入院が多く、地域生活を支援する施策が必要な状況だった。医療機関・保健所の支援で西紋地区に共同作業所を開設することとなった。
【立案形成過程における検討課題】	①他自治体の類似事業 西紋地区全市町村が補助金を支出している。 ②代替案 — ③スクラップ(廃止・縮小)事業 —
【事業化の過程における検討課題】	①町民等の意見聴取 町家族会・患者会等関係団体からの意見を主として聴取している ②関係部署等との調整 — ③国・道・関係団体等との調整 保健所・共同作業所・医療機関
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	専任の所長・指導員を配置し、事業内容が充実している

## V 事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	作業所
①民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 ㉔ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的な不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 事業の安定的な運営のため一定期間の助成は必要と考えるが、自主努力により補助金を縮減し、自立運営を目指す方向を確認する必要がある。 加えて、障害者自立支援法の施行により地域活動支援センターへの移行や障害種別なくサービスを利用することとなるため、他の知的・身体障害者向け事業所との関係の整理等を行い、効率的な運営に向けた調整が必要と考える

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>対象者は限定されているが、障害者の地域生活支援においては必要な事業である。営利性の低い部門のため一部公的な支援は妥当と考える。</p>
<p>②情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターへ移行し、西紋市町村が事業を委託するか等協議が必要である。また、利用者負担も見直しとなるため、制度の周知・負担の見直し等を保健福祉課内でも確認の上、対応が必要である。</p>
<p>※ 今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>通所施設へ通い交流や作業を通じて社会生活に適応し、自立した生活を送る効果が見られている。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>利用者数は限定されるが、他に代わる施設はなく、利用頻度も高い状況である。</p>
<p><b>【VI事業の参考事項】</b></p>	
<p><b>【民間能力の活用】</b></p>	
<p>①民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="checkbox"/>可 ・ 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ <input checked="" type="checkbox"/>その他( )</p>	<p>(説明)</p> <p>事業の採算が取れば、民間事業所が事業を運営する事で需要を賅う事が可能である。</p>
<p>②執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ <input checked="" type="checkbox"/>不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p><b>【広域連携の活用】</b></p>	
<p>①広域連携の導入の検討 <input checked="" type="checkbox"/>可 ・ 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ <input checked="" type="checkbox"/>機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>西紋5市町村で共同で補助金を支出している</p>
<p>②執行事業の広域連携の状況 <input checked="" type="checkbox"/>妥当 ・ 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ <input checked="" type="checkbox"/>機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> <p>補助額の適正化、事業の進行状況に合わせて見直しを要する。</p>
<p><b>【特定財源の変動】</b></p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input checked="" type="checkbox"/>有 ・ 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ <input checked="" type="checkbox"/>単純縮減対象 ・ 単独廃止対象 ・ その他( )</p>	<p>(説明)</p> <p>北海道補助事業(補助率1/2)であるが、4～9月の半年分のみ補助対象となる。10月以降は市町村実施の地域活動支援センターへの移行を予定しており市町村事業となれば国・道からの負担あり。</p>
<p><b>【事業の対象・手段】</b></p>	
<p>①事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>負担額が適正か、事業の進行状況に合わせて見直しを要する。</p>
<p>②その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>他の障害者施策との関連を含め、本事業に代えて町内で通所施設を運営助成する方を長期的な視点を持って検討する</p>
<p><b>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</b></p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>町内に他に代わる施設はなく、現状では休廃止することは困難と考える</p>

**Ⅶ事業の方向性**

【来年度に向けた事業の方向性】

○方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

- B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃止

〈担当所管評価〉

方向性  —  ※A選択の場合のみ  
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

〈町長評価〉

方向性  —

(説明)

今年度10月からは障害者自立支援法に基づく事業運営が求められるため、事業体制の整理が必要である。  
 本年度、当町で策定を予定している、障害者計画内で、身体・知的障害者施策との関連を含め、町内での通所事業所の運営の検討等を踏まえて方向性を定めていきたい。

(説明)